

カタルーニャ言語正常化法の言語イデオロギー¹⁾

La ideología lingüística de la Ley de normalización lingüística en Cataluña

塚原信行

TUKAHARA Nobuyuki

0. はじめに

言語政策は、「ある社会内で用いられている（諸）言語の発展に、ある目的を持って介入すること」²⁾であるとされる。では、その目的は何にもとづいて規定されるのだろうか。いくつかの要因が考えられるが、そのうちの一つは、間違いなく、言語に託されているさまざまな価値観や見解、いわゆる言語イデオロギーであろう³⁾。

言語イデオロギーは、通常、そのイデオロギーの保有者によってあきらかにされることがない。それは、保有者が言語イデオロギーを意識していないか、あるいは意識する必要がない場合がほとんどだからである。しかし、意識されていないからこそ、言語を取り巻くさまざまな場面に与える影響は大きい。これについて、田中克彦はつぎのように述べている。

「言語観、すなわち言語というものを、人間にとって、民族にとって、国家にとってどのようなものとして考えるか、その考え方のちがいは、単なる抽象的な問題としてではなく、人々の日常の意識の奥底に深く横たわりながら、言語研究の課題にも方法にも反映されて、差異を生まないではおかないのである。ことばの研究にとって大切な問題の一つは、この点を明らかにしておくことである」

[たなか・かつひこ 1975:44]

こうした観点から、本稿では、カタルーニャ言語正常化法（Llei 7/1983, de 18 d'abril, de normalització lingüística a Catalunya、以下では言語正常化法と呼ぶ）の背景にある言語イデオロギーの一端を明らかにすることを試みる⁴⁾。

1978年の現行スペイン憲法の成立以降、カタルーニャ自治州では、フランコ体制以前にカタルーニャ語が有していた社会的機能および地位の回復・強化を目指すさまざまな試みが行われるようになる。これらの試みに法的根拠および一貫性を与えるために、1983年、言語正常化法がカタルーニャ議会において制定される。

この言語正常化法は、1986年に一部が憲法裁判所により違憲判決を下されたもの⁵⁾、1998年にカタルーニャ言語政策法（Llei 1/1998, de 7 de gener, de política lingüística）が発効するまでの約15年間、その役割を十分に果たしたといえる。本稿では、言語の法的地位に直接かかわる規定である言語

正常化法第6条第1項細項に関する違憲判決の内容と、この条項が制定された経緯を吟味することで、言語正常化法のイデオロギーの一端に接近する。

1. 公用語併用原則（El principio de la cooficialidad）

次節以降で判決文の内容を確認していくが、その理解の前提となる概念である「公用語併用原則」について先に確認しておきたい。これは、スペイン憲法第3条第2項およびカタルーニャ自治憲章第3条第2項において以下のように規定されている。

スペイン憲法第3条第2項

スペインの他の言語もまた、自治憲章に従い、各々の自治州における公用語とする。

カタルーニャ自治憲章第3条第2項

スペイン国家全土における公用語であるカスティーリャ語と同様、カタルーニャ語はカタルーニャにおける公用語である。

ここに示されている公用語併用原則は、言語正常化法において以下のように具体化されている。

言語正常化法第2条第2項

思考や意思の表明、あるいは話したり書いたりする行為は、公的私的の如何を問わず、そのすべてあるいは一部がカタルーニャ語で表現されていても、カタルーニャにおいてははいかなる差別の理由ともなりえない。またその様なカタルーニャ語による表現はカスティーリャ語によるものとまったく同じ法的効力を持ち、よって、それが有効である限り、困難や遅延、翻訳の要求やその他要請の理由とはなりえない。

各自治州においては、複数の言語が法的に同等の地位をもつ公用語でありえるという原則が、スペイン憲法からカタルーニャ自治憲章、さらに言語正常化法を貫く、言語の地位をさだめる基本原則となっている。

2. 違憲判決に関して

2.1. 言語正常化法第6条第1項細項の内容

つぎに、違憲と判断されるに至った言語正常化法第6条第1項細項の内容について確認する。以下に引用し、違憲とされた部分を下線部で示す。

第6条第1項

カタルーニャ議会において承認された法律は、自治政府公報においてカタルーニャ語版とカス

ティーリャ語版が同時に発行されなければならない。議会はカスティーリャ語での公式版を作成しなければならない。もし解釈上、疑問の余地がある場合は、カタルーニャ語版が真正とされる。スペイン政府公報におけるこれらの発行に関しては、スペイン政府広報についての法規範が守られなければならない。

ここで違憲と判断された下線部は、カタルーニャ自治州におけるカスティーリャ語とカタルーニャ語の地位に直接関わるものであり、特定の場合におけるカタルーニャ語の優先性を示す内容である。

2.2. 国政弁護人、カタルーニャ自治州双方の主張

言語正常化法第6条第1項細項に関する双方の主張を判決文から確認する⁶⁾。

国政弁護人は以下のように主張している。すなわち、この最後の細項は、スペイン憲法第3条第2項およびカタルーニャ自治憲章第3条第2項において示されている公用語併用の原則と矛盾し、(中略) 違憲である。カタルーニャ議会とカタルーニャ自治政府執行部の申立書では、以下のことを強調しながら、細項の違憲性が否定されている。すなわち、問題となっている細項は単に翻訳の問題から生じる文章の齟齬に技術的な解決を与えるものである。なぜなら、直接議会で承認される「真正の」カタルーニャ語の文章からカスティーリャ語の文章が作成されているからである。

国政弁護人の主張は、「公用語併用原則と矛盾するので違憲である」と要約できる。一方、カタルーニャ自治州側の主張は、「単に技術的な問題に対処するための措置である。これは法律がまずカタルーニャ語によって作成される事実によっており、違憲ではない」と要約できる。

2.3. 憲法裁判所の裁定⁷⁾

憲法裁判所は、上記のカタルーニャ自治州側主張における「カタルーニャ語によって法律が作成される」という点を、スペイン民法第3条第1項が示すいくつかの法の解釈基準のうちの一つにすぎないとする。つまり、それだけではただちにカタルーニャ語版に優先を認めうるわけではない、としたうえで、「解釈上、疑問の余地がある場合」にとりうる具体的な措置について、以下の二つの見解を示す。

- ①カタルーニャ語版とカスティーリャ語版の間に不一致がある場合、カスティーリャ語版の内容に関係なく、カタルーニャ語版の内容に従う。
- ②カスティーリャ語版の解釈に困難が生じた場合に、カタルーニャ語版を解釈の補完要素とする。ただし同様に、カタルーニャ語版の解釈に困難が生じる場合には、カス

ティーリャ語版を補完要素とする。

①は違憲であり、②は民法第3条第1項に合致すると述べる。そして、言語正常化法第6条第1項細項が意味するのは①であるので、違憲と判断する。

この判決は、第6条第1項細項が公用語併用原則と抵触しているか否かについて直接言及しない。しかし、その内容は、ある法律が複数の言語によって記述されている場合、原版か翻訳版かにかかわらず、それぞれの言語による版は、解釈上同等の役割を果たすとしたものである。よって、間接的にではあるが、第6条第1項細項が、それぞれの公用語に同等の地位を認める公用語併用原則と抵触していることを示したものであるといえよう。

3. 第6条第1項細項制定の経緯への疑問

ここで、言語正常化法第2条第2項と第6条第1項細項とを再度読みくらべてみる。すると、一つの法律に、「カタルーニャ語による表現はカスティーリャ語によるものとまったく同じ法的効力を持つ」と規定する条項がある一方で、「もし解釈上、疑問の余地がある場合は、カタルーニャ語版が真正とされる」とする条項が含まれることが確認できる。ここに齟齬の可能性を見てとることは、容易であると筆者には思える。

齟齬の可能性を見てとることが決して難しくはないということは、違憲判決の理解が特に難しくはないということでも裏付けられる。公用語併用原則をふまえれば、判決の理解は容易であるとさえ言える。理解のために込み入った法議論を必要としない判決であるということは、問題の所在が明らかであることのあらわれである。

立法を主たる責務とする議会において、このような明らかな齟齬の可能性が見過ごされたまま法律が制定された理由は、いったい何であろうか。

以下に制定の経緯をたどる。

4. 言語正常化法第6条第1項の成立に関して

4.1. 第6条第1項細項成立の経緯⁸⁾

言語正常化法がカタルーニャ議会本会議で討議された際には、法案の各条項について採決が行われている。ここでは第6条第1項が討議・採決された際の状況を議事録によって確認する。

先に、簡単に、当時の議会における会派について説明しておく。

集中と統一グループ(Grup parlamentari de Convergència i Unió) : 当時の自治政府大統領 Jordi Pujol が率いる与党である中道保守系のカタルーニャ主義政党 CiU を中心とする会派。

社会主義者グループ (Grup Socialista) : 全国政党の「社会労働党 (PSOE, Partido

Socialista de Obreros Españoles)」の地方組織「カタルーニャ社会党 (PSC、 Partit Socialista de Catalunya)」を中心とする会派。

カタルーニャ統一社会党グループ (Grup parlamentari del Partit Socialista Unificat de Catalunya) : 共産主義政党 PSUC を中心とする会派。

中道主義者グループ (Grup parlamentari de Centristes) : 民主化移行期に中央政權を担っていた民主中道連合 (UCD、Unión Centro Democrático) の地方組織を中心とする会派。

カタルーニャ共和左派党グループ (Grup parlamentari d'Esquerra Republicana de Catalunya) : カタルーニャ自治州の分離・独立を主張するERCを中心とする会派。

これ以外に、上記のどこにも属さない議員による会派がひとつある。

これらの議会勢力の内訳は以下の通りである。

| | |
|-----------------|-------|
| 集中と統一グループ | 4 3 |
| 社会主義者グループ | 3 3 |
| カタルーニャ統一社会党グループ | 2 3 |
| 中道主義者グループ | 1 8 |
| カタルーニャ共和左派党グループ | 1 4 |
| その他グループ | 1 7 |
| 合計 | 1 4 8 |

出所 : [Publicacions del Parlament de Catalunya 1997:43]

成立した言語正常化法第6条は、議会に提出された法案では第7条にあたる。この法案第7条第1項に対しては、カタルーニャ統一社会党グループによる修正案第40号と、中道主義者グループによる修正案第41号が提出されている。修正案第40号は、後に違憲と判断される細項を追加するものである。修正案第40号への賛成討論として、カタルーニャ統一社会党グループのFolch議員が発言する。これに対する反対討論はどの会派からも行われぬ。次に、修正案第41号を提出した中道主義者グループに発言機会が与えられるが、中道主義者グループは修正案第41号自体を取り下げる。これで第7条第1項に関する討議は終わる。

続いて、法案第7条第1項に関する唯一の発言であるFolch議員の賛成討論を確認する。なお、以下で議事録から引用する際には、[DIARI DE SESSIONS 1983:xxxx] と表記する。これは [DIARI DE SESSIONS DEL PARLAMENT DE CATALUNYA, P-Núm. 130, SESSIÓ PLENÀRIA Núm.66.1, 6 abril 1983.] を示し、[xxxx] の部分は該当ページをあらわす。なお、引用中の下線は筆者によるものである。

- ① 大統領、ならびに議員諸氏。われわれは修正案の大部分を棄却し、「解釈上、疑問の余地がある場合、カタルーニャ語版を真正とする」という最後の一文だけを維持する。この修正案を擁護するために、ほんのわずかの時間ですが、発言します。

われわれの理解では、自治憲章は、カタルーニャ語とカスティーリャ語という二言語の公用性によって、公用語併用の政治体制を定義している。しかし、これら二つの言語のうちの一つであるカタルーニャ語は公用語以上のもの、つまり固有言語である。それゆえ、自治憲章はこの区別によりカタルーニャ語の優先的公用性とでもいえるものを確立している、とわれわれは理解している。だからこそ、解釈に疑問の余地があるような場合には、カタルーニャ語による文章が真正であるべきだという意見を擁護する。もし問題がおこらなければ、これはおそらく適用されることのない規定であろう。しかし、この規定を維持することは、カタルーニャ固有の言語としてのカタルーニャ語の性格を強調する、象徴的かつ教育的手法である。

大統領。この修正案が承認された場合、第7条第1項の「議会はカスティーリャ語での公式版を作成しなければならない」という一文の後に挿入されるべきと考えます。

[DIARI DE SESSIONS 1983:4011-4012]

第7条第1項に関する討議は、修正案第40号に対するこの賛成討論だけで終わっている。反対討論は行われていない。修正案第40号によって一文を追加されたこの条項は、反対0・棄権0・出席者全員による賛成という結果で承認される⁹⁾。

4.2. 第6条第1項細項制定の経緯に対する考察

制定の経緯から、議会全体が、先にふれた齟齬の可能性について認識していなかったことは明らかである。

なぜ明らかな齟齬の可能性を認識しえなかったのか。

なぜなら、議会において、ある言語イデオロギーを共有されていたためと考えられる。その言語イデオロギーとは、Folch議員の発言にある「カタルーニャ語はカタルーニャ固有の言語であるために、他の公用語にくらべて優先性を持つ」というものである¹⁰⁾。これが、いわば暗黙の了解となっていたために、齟齬の可能性を見過ごす結果となった。

この言語イデオロギーが暗黙の了解となっていたことは、こうした言語イデオロギーをあからさまに提示するFolch議員の発言に対して反対討論が行われなかったこと、さらにこの言語イデオロギーにもとづき「解釈上、疑問の余地がある場合、カタルーニャ語版を真正とする」という一文が追加された法案第7条第1項が、出席者全員による賛成をもって承認されたことから明らかである。

また、Folch議員の発言のように、あからさまにカタルーニャ語の優先性を主張する発言は他には

見られないものの、優先性をほのめかす発言は何度か繰り返されている。以下にそれらの発言を確認する。

4.3. 言語イデオロギーをうかがわせる発言

以下に、議事録にあらわれる順序で引用する。

- ② 自治憲章によれば、カタルーニャ語はカタルーニャの固有の言語である。これは、わたしたちが解釈するところでは、カタルーニャ語は、公用語である以上に、自然にこの土地に生まれ、通常使用される言葉になったのだと述べているようなものである。これによって、われわれは、カタルーニャにおける行政機関に属する組織において通常使用されるべき言語はこの土地の固有言語でなければならない、という基準を支える足場をうる。敷衍すれば、この自治行政体によって創設され維持されるすべてのメディアにおける通常言語もまたそうである必要がある、ということになる。

Casanovas 議員（カタルーニャ共和左派党グループ）[DIARI DE SESSIONS 1983:4022]

- ③ 手短かにいって、すでに十分なカタルーニャ語化を行うことのできるカタルーニャのいくつかの地域に対して、法律による人工的バイリンガリズム（un bilingüisme artificial（ママ））を押し付けることを避けたいのである。（中略）これらの地域において、印刷物における公的バイリンガリズムをすすめるという義務は、端的に言って、これらの地域における実態に反するものだろう」

Ribó 議員（カタルーニャ統一社会党グループ）[DIARI DE SESSIONS 1983:4031]

- ④ その固有言語の使用を正常化するために（país）が法律をつくらなければならない いとはとんでもないことである¹¹⁾。しかし、たとえば、カスティーリャ語の濫用を規制する法律ができることは、より適切であるようにわたしには思われるだろう。

Porter 議員（カタルーニャ共和左派党グループ）[DIARI DE SESSIONS 1983:4032]

- ⑤ であるから、われわれすべてがやはり知らなければならない第二言語としてのカスティーリャ語（el castellà com a llengua segona）とともに、カタルーニャ語がいまはそうではないが—すべての市民の共通のことばとなる必要があるのである。

Folch 議員（カタルーニャ統一社会党グループ）[DIARI DE SESSIONS 1983:4035]

- ⑥ カタルーニャ固有の言語としてのカタルーニャ語は、憲法と自治憲章にもとづく公用語

なのである。よって、たとえカスティーリャ語が国家の公用語であるためにカタルーニャにおける公用語であっても、かならずしもカタルーニャ語はカスティーリャ語と対になっている必要はないということを宣言する必要がある。

Colomines 議員（集中と統一グループ）[DIARI DE SESSIONS 1983:4039]

②⑥の発言は、カタルーニャ固有の言語としてのカタルーニャ語の価値を強調し、その価値ゆえのカタルーニャ語の優先性をほのめかす内容である。③の発言は、「実質的にカタルーニャ語ですべての社会的生活を送ることができるのだから、カスティーリャ語を導入する必要はない」という意見である。カタルーニャ語話者が占める割合が高い地域において、公用語併用体制をとることに異議を唱えている。④の発言は、固有言語であるなら、わざわざその使用に関する法を定めるまでもないという発言者の認識をあらわす。⑤の発言は、同等である二言語という原則を、カスティーリャ語を第二言語とすることによってくつつがえしている。

これらの発言が、議会において許容されたものだという点を確認しておきたい。

5. 結論

言語正常化法の背景には、「カタルーニャ語は、カタルーニャ固有の言語であるために優先性を持つ」という言語イデオロギーがある。それは、一見、公用語併用原則との齟齬が明らかである言語正常化法案第7条第1項（言語正常化法第6条第1項）が、出席者全員による賛成をもって議会で承認されたこと、および、カタルーニャ語の優先をほのめかす議会でのいくつかの発言から明らかである。

はじめに述べたように、言語政策について分析をすすめるためには、通常はあからさまに語られることのない、またそれだけにその確認が難しい言語イデオロギーについて考察することが不可欠だと再度強調しておきたい。なぜなら、それこそが言語政策全体の方向性を規定するものだからである。

【註】

1)本稿は、名古屋大学大学院国際開発研究科国際コミュニケーション専攻1998年度修士論文『カタルーニャにおける言語政策—言語政策と言語イデオロギー—』の一部を加筆修正し、日本ロマンス語学会第37回大会において口頭発表したものを起稿したものである。

2)[クルマス、F. 1987:340]

3)言語イデオロギーについては、[Silverstein, M. 1979]を参照。

4)「言語正常化（La normalització lingüística）」については以下の説明参照。

「この概念は1960年代以降隆盛をみたカタルーニャ社会言語学派のアラシルらによって案出された。この学派は、社会的機能分化を伴った二言語の階層的併存状態（ダイグロシア）を、従前のように機能上の差異を強調して静的で均衡な状態と捉えるのではなく、むしろ不安定で係争を生み出しかねない動的な状態として理解する。支配言語（高位言語）と被支配言語（低位

言語)のこうした緊張関係は過渡的であり、支配言語に被支配言語が同化されるか、被支配言語が支配言語と対等の地位を獲得するか、のどちらかへ移行すると解される。言語の「正常化」とは、一般に後者の移行過程を指す。その際、言語そのものの再建のみならず、社会的諸制約や人びとの意識上の障壁を取り除くことも重要課題とされる」[はぎお・しょう 1998:182] またこの引用で言及されている、「カタルーニャ社会言語学の父」と呼ばれるアラシルは次のように述べている。

「(言語正常化は)変化する<<外的>>要件に言語の社会的機能を再適応させるために、社会の言語的機能を再構成することである」[Aracil, Ll. V. 1982:31]

5)[BOE núm. 159 de 14 de julio de 1986] なお、本稿では直接参照する資料として、この違憲判決が転載された[BUTLLETÍ OFICIAL DEL PARLAMENT DE CATALUNYA / Núm. 144 / 7 de juliol de 1986]を使用する。

6)[BUTLLETÍ OFICIAL DEL PARLAMENT DE CATALUNYA / Núm. 144 / 7 de juliol de 1986:6998]

7)[BUTLLETÍ OFICIAL DEL PARLAMENT DE CATALUNYA / Núm. 144 / 7 de juliol de 1986:6998-6999]

8)[DIARI DE SESSIONS DEL PARLAMENT DE CATALUNYA, P-Núm. 130, SESSIÓ PLENÀRIA Núm.66.1, 6 abril 1983.: 4011-4012]

9)[DIARI DE SESSIONS DEL PARLAMENT DE CATALUNYA, P-Núm. 130, SESSIÓ PLENÀRIA Núm.66.1, 6 abril 1983.: 4013]

10)カタルーニャ自治憲章第3条第1項では「カタルーニャ固有の言語はカタルーニャ語である」と規定されている。

11)ここで用いられている「país」という言葉は、おおよそ、英語でいうところの「country」にあたる言葉である。ここではカタルーニャの事を指しており、スペイン国家をさしているのではないことに注意。

【参考文献：日本語・五十音順】

- イーグルトン、T., 1991, =おおはし・よういち (大橋洋一) 訳, 1996, 『イデオロギーとは何か』平凡社
- おおだか・よりお (大高順雄), 1982, 「カタロニア語の再生」『月刊言語』vol.11, No.8, 大修館書店
- クルマス、F., 1985, =やました・きみこ (山下公子) 訳, 1987, 『言語と国家—言語計画ならびに言語政策の研究—』岩波書店
- すずき・しょういち (鈴木昭一), 1988, 「スペインの地域と国家 —1978年憲法をめぐる議論」みやじま・たかし (宮島喬) / かじた・たかみち (梶田孝道) 編『現代ヨーロッパの地域と国家』有信堂
- すずき・しょういち (鈴木昭一), 1991, 「カタルーニャ地域主義の政治的展開」かじた・たかみち (梶田孝道) / みやじま・たかし (宮島喬) 編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂
- たけなか・かつゆき (竹中克行), 1998a, 「スペイン・カタルーニャにおける人口流入と社会変容—カタルーニャ生まれと流入者の共存と分離」みやじま・たかし (宮島喬) 編『現代ヨーロッパ社会論 統合のなかの変容と葛藤』人文書院
- たけなか・かつゆき (竹中克行), 1998b, 「地方分権化と言語政策」たていし・ひろたか (立石博高) ほか編『スペインの歴史』昭和堂
- たざわ・こう (田澤耕), 1995, 「カタルーニャにおける言語戦争」『月刊言語』vol.24, No.2, 大修館書店
- たつかわ・けんじ (立川健二), 1998, 「アイデンティティの根拠としての言語」『月刊言語』vol.27, No.6, 大修館書店
- たていし・ひろたか (立石博高), 1997, 「カタルーニャ・ナショナリズムと言語」なかじま・みねお (中嶋嶺雄) 編『変貌

する現代世界を読み解く言葉』国際書院

たなか・かつひこ（田中克彦），1975，『言語の思想 国家と民族のことば』日本放送協会

とかど・かずえい（戸門一衛），1995，「スペインのヨーロッパへの統合 一地方からの視座」にしかわ・ながお（西川長夫）/みやじま・たかし（宮島喬）編『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院

なかじま・しげお（中嶋茂雄），1991，「ディグロッシーと南欧の言語運動 一多文化社会における言語認識」かじた・たかみち（梶田孝道）/みやじま・たかし（宮島喬）編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂

はぎお・しょう（萩尾生），1991，「民族アイデンティティとバスク語教育運動」かじた・たかみち（梶田孝道）/みやじま・たかし（宮島喬）編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂

はぎお・しょう（萩尾生），1998，「ポスト・フランコにおけるバスク語の社会的位相」みやじま・たかし（宮島喬）編『現代ヨーロッパ社会論 統合のなかの変容と葛藤』人文書院

はら・きよし（原聖），1991，「E C流「国家離れ」と少数言語の可能性」かじた・たかみち（梶田孝道）/みやじま・たかし（宮島喬）編『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂

はら・まこと（原誠）ほか編，1982，『スペインハンドブック』三省堂

【参考文献：日本語以外・ラテンアルファベット順】

Aracil, Ll. V., 1982, *Papers de sociolingüística*, Edicions de la Magrana, Barcelona.

Lepître, M., 1992, *La lengua catalana en la actualidad*, Generalitat de Catalunya, Barcelona.

Lopéz-Aranguren, E., 1981, "Linguistic Consciousness in a Multilingual State: The Case of Spain", *Language Problems & Language Planning*, Vol. 5, No. 3, Austin.

Publicacions del Parlament de Catalunya, 1997, *El parlamento de Catalunya*, Publicacions del Parlament de Catalunya, Barcelona.

Silverstein, M., 1979, "Language Structure and Linguistic Ideology", *The elements: a parasession on linguistic units and levels* Chicago Linguistic Society, Chicago.

【資料：ラテンアルファベット順】

BUTLLETÍ OFICIAL DEL PARLAMENT DE CATALUNYA / Núm. 144 / 7 de juliol de 1986

Constitución española.

DIARI DE SESSIONS DEL PARLAMENT DE CATALUNYA, P-Núm. 130, SESSIÓ PLENÀRIA Núm. 66. 1, 6 abril 1983.

Estatuto de Autonomía de Cataluña.

Llei 7/1983, de 18 d'abril, de normalització lingüística a Catalunya.